COVID-19 の規制により影響を受ける PEFC 認証企業の CoC 審査へのガイダンス

Version 4.2 (03/31/2020)[日本語訳 暫定版]

背景

COVD-19 の世界的な拡大により、旅行や医療上の規制が審査活動に影響を及ぼしている。この災害により影響を受ける認証機関や認証企業に柔軟性を与えるために、PEFC は以下のガイダンスを発行するものである。

旅行（訪問）制限の影響を緩和する主な方法は、リモート（遠隔）監査の実施であり、これが十分でない場合は、期間の延長が認証に影響する。このガイダンスは IAF 文書と最近改訂された PEFC の CoC 審査を行う認証機関の規格 PEFC ST 2003:2020 に基づいている。

このガイダンスの発効は発行日（2020 年 3 月 10 日）に認証機関に適用され、それが PEFC 評議会により解除されるまで適用となる。[この日本語訳は 3 月 31 日に発行の Version4.2 版による]

参照文書

PEFC ST 2003:2012, Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard

PEFC ST 2003:2020 Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard

IAF Informative Document on the Management of Extraordinary Events or Circumstances Affecting ABs, CABs and Certified Organizations (IAF ID 3: 2011 – Issue 1)

IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes (IAF MD 4:2018 – Issue 2)

ISO 19011:2018 Guidelines for auditing management systems

ガイダンス

1 このガイダンスの特定のルールを適用するための一般的な手順

A. 認証機関は、COVID-19 問題により認証企業（組織）が影響を受ける場合に実行すべき、方針と手順の概要を作らなければならない。その方針とプロセスは、影響を受ける組織自体、例えば労働者へのリスクのために活動を削減しなければならない生産工場や、サプライチェーンを大幅に調整しなければならない組織の顧客などをカバーできる

B.この文書化された方針とプロセス（手順）は、認証の継続に関するリスク評価を含まなければならない。

C.認証された組織（企業）が COVID-19 問題により影響をうけるかどうか、及びどの程度まで受けるのかについての証拠を提出できるよう、それぞれのケースごとに認証機関により評価・文書化されなければならない。

D. 認証機関はまた、認証組織（企業）の場所が審査員にとって訪問困難あるいは勧められないという理由（例えば国家あるいは地域の規制や健康上のリスク、フライトのキャンセルなど）により審査を計画及び実行するのが難しい場合に関連し、リスクを考慮する必要がある。

E.これらの対処は、認証機関の管理により実施する評価によって、COVID-19 問題により影響をうける企業にのみ適用される。その他の場合には適用されない。

2 初回及び更新審査
（参照: requirement 7.4.6 of the revised PEFC ST 2003:2020）

A. 原則として初回及び更新審査は遠隔審査では代替されない。

B. 品物(商品)の現物所有を伴わない組織（企業）については、初回及び更新審査は IAF MD4 に従って ICT ツールでの遠隔審査を行ってもよい。認証機関は、全認証範囲の審査が ICT ツールを使用して可能な場合であるということを示さなければならない。

C. 組織（企業）が前回の審査以来、原材料を調達しておらず、PEFC 主張が付された商品を販売していなかった場合には、この文書のルール 2 B が適用される。

D. この文書の要求事項 2 B が適用されない更新審査については、認証の有効期間を 12 か月を超えない範囲で延長してもよい。12 か月の期間が終了した時に、その時点での旅行と医療上のアドバイスに基づいて見直されなければならない。認証期限が（オリジナルの認証期限を元として）3 か月を超えて延長された時には、別途、定期審査が行われなければならない。
旅行及び医療上の規制が解除され次第、審査は適用される規格と手続きの通りに実行されなければならない。旅行制限が解除された後にも更新審査が行われない場合には、認証は一時停止される。

3. 定期審査（参照: requirement 7.9.2 of the revised PEFC ST 2003:2020）

A. 次の場合には、現地審査は文書、記録のレビューなど他の審査手法によって代替してもよい。ただし次の場合に、現地審査実行の間の期間は、2 年（と 3 か月）を超えてはいけない、

a. 認証機関が、使用された監査手法が、認証された企業の認証基準の遵守に十分な信頼を提供することを正当化できる時、及び、

b. 前回の初回、定期又は更新審査の際に不適合が指摘されなかったか、不適合への是正措置が他の審査手法により明確に確認できた場合、及び、

c. 認証された組織の調達が重大なリスクのある供給者を含んでいない場合、及び、

d. 認証された組織が、CoC 規格により保持する必要のあるすべての記録あるいは認証機関が独立したサンプリングを確立できるようにするすべての記録のリストを、認証機関に対して提供する場合、又は、

e. 提出された記録が、認証組織またはそのサイトが前回の監査以降に原材料を調達しておらず、PEFC 主張を付した製品を販売していないという十分な証拠となる場合。

B. 監査審査がこの文書 3 A に従って他の審査手法により代替されえない場合、定期審査は 3 か月を超えない範囲で延長することができる。3 か月の期間が終了した時点で、その時点での旅行及び医療上のアドバイスを元に見直されなければならない。
旅行及び医療上の規制が解除され次第、審査はこの基準及びその他の該当する手順に従って実施されるものとする。

4 マルチサイト企業

4.1 内部監査プログラム

（参照: Appendix 2: Implementation of the chain of custody standard by multi‐site organisations, clause 3.2.2 of the revised PEFC ST 2002:2020）

マルチサイト認証を受けている組織の内部監査は以下のルールが適用される；

A. 次の場合は、現地での内部監査は、文書及び記録のレビューなど他の審査手法により代替されてもよい、ただし、現地での内部監査の間隔は、2 年（プラス 3 か月）を超えないものとする。

a. 内部監査人は、使用された監査手法が、認証された組織の認証基準の遵守に十分な信頼を提供することを正当化できる、及び

b. 前回の初回、定期又は更新審査あるいは内部監査の際に不適合が指摘されなかったか、不適合への是正措置が他の審査手法により明確に確認できた場合、及び

c. マルチサイト認証のメンバーは、CoC 規格により保持する必要のあるすべての記録あるいは、

認証機関が独立したサンプリングを確立できるようにするすべての記録のリストを、内部監査人に提供する場合、及び、

d. 提出された記録が、マルチサイト認証のメンバーが前回の監査以降に原材料を調達しておらず、PEFC 主張を付した製品を販売していないという十分な証拠となる場合。

4.2 サイトの追加

（参照: Appendix 3: Multi - site chain of custody certification, clause 3.5.6 of the revised PEFC ST 2003:2020

サイトの追加は、定期あるいは更新審査中、または、特定の条件下では審査時以外に行ってもよい。

A. 定期あるいは更新審査時のサイトの追加：この場合、この文書 2 項と 3 項で説明されている初回、更新及び定期審査の要求事項は、マルチサイトの内容に適用される。

B. 審査と審査の間のサイト追加：認証の範囲内であれば、認証機関が審査と審査の間に既存の認証にサイトを追加できる。審査の間に追加できるサイトの数は、前回審査での既存のサイトの100%までに制限される。ただし次の要件を満たしている必要がある；

a. 認証機関は、認証している組織（企業）により前もって、CoC 認証の対象となる審査の間にサイトを追加したい旨の希望と、そのサイト数を通知されていなければならない。

b. 認証機関は、適用される CoC の方法や CoC の対象となる製品など、追加サイトが対象となる CoC 手順を、認証している組織（企業）から取得しなければならない。

c. 認証機関は、認証に含めることを検討されるサイトについての内部監査レポートを入手しなければなならない。

d. 認証機関は、内部監査の結果をレビューし、認証組織（企業）の希望を検討するために追加情報が必要かどうかを決定しなければならない。

e. レビューの結果(d)に基づき、認証機関は追加サイトの現地審査が必要か、上記(b)(c)や(d)のレビューが、サイトの追加ができるかどうかの十分な根拠を示しているかなどの決定をしなければならない。

f. CoC 認証へのサイト追加がされるにあたり、事前にサイトの現地審査が必要ない場合、これ（ら）新しいサイトへの現地審査は、次の予定された定期審査時、又はそれより前に現地訪問審査を行うこととする。

g. 認証機関は、PEFC の通常のサンプリング要求事項に従って新しいサイトへのサンプリング

が必要かどうかを判断する必要がある。

5 是正措置の検証

A. オープンな不適合への是正措置は、認証機関が、検証の実行をするのに十分に明確な証拠を示すことができる他の認証手法を保証するのであれば、現地審査以外の認証手法により検証することができる。

B. オープンな不適合に対する是正措置が他の審査手法で明確に検証できない場合は、次のルールが適用される；

a. 一時停止された認証については、その一時停止は是正措置が検証されるまでは延長される。COVID-19 に関連する制限のために是正措置の検証が欠如しても、認証は取り消されない。旅行及び医療上の規制が解除され次第、是正措置の検証は現地の訪問により行われなければならない。

b. 有効な認証であるが是正措置の検証が保留になっている場合は、検証期限は 3 か月を超えない範囲で延長できる。この期限は、3 か月の期限が終わった際に、その時点での旅行及び医療上のアドバイスに基づいて見直されなければならない。旅行及び医療上の規制が解除され次第、措置の検証は現地の訪問により行われなければならない。

6 PEFC への連絡

A. 認証機関は、認証へのどんな変更も即時に PEFC（日本では SGEC/PEFC ジャパン）に知らせなければならない。